

豊岡市医療的ケア児（者）・重症心身障害児（者）に対応した施設整備事業プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、豊岡市医療的ケア児（者）・重症心身障害児（者）に対応した施設整備事業に係る整備事業者の選定について必要な事項を定めるものとする。

2 公募概要

(1) 件名

豊岡市医療的ケア児（者）・重症心身障害児（者）に対応した施設整備事業

(2) 公募の目的

但馬地域には医療的ケアや重症心身障害に対応した事業所がほとんどないことから、本人や家族の大きな負担となっており、医療的ケア・重症心身障害に対応した施設整備は喫緊の課題となっている。

そのため、兵庫県から豊岡市が無償で借り受ける県有地において、医療的ケア・重症心身障害に対応した施設の整備を誘致することを目的に事業者を公募する。

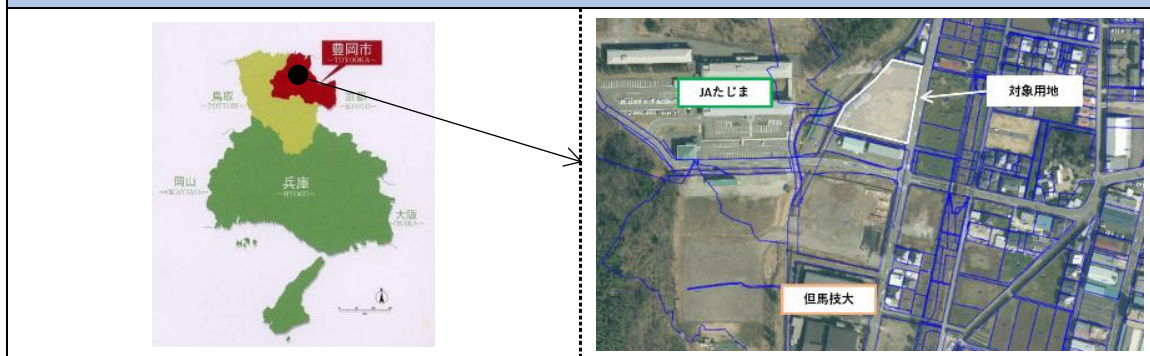
(3) 公募する事業の内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。)に規定する生活介護・短期入所・共同生活援助、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童発達支援・放課後等デイサービスとする。

(4) 貸付地の概要

項目	内容	項目	内容
住所	豊岡市九日市上町 518-1	面積	3,831 m ²
台帳地目	学校用地	現況地目	雑種地
用途区域	無指定	浸水の恐れのある区域	3~5m未満
容積率	200%	埋蔵文化財	調査必要なし
建ぺい率	60%	所有者	兵庫県

貸付地の位置図



※貸付地内に上下水道の引き込みはない。

(5) 土地の貸付条件

- ア 貸付期間 30年間
- イ 貸付料 無償
- ウ 用途 公益事業（障害福祉サービス等）の用に供すること。
- エ 貸付契約 土地使用貸借契約を締結
- オ 転貸の禁止 第三者に転貸することは禁止
- カ 維持管理 善良な管理者の注意をもって管理するものとし、維持管理に要する費用は借受人の責任と負担により行うこと。
- キ 抵当権の設定 貸付地及び本件建物に抵当権を設定することは禁止
- ク 土地の返還 貸付期間満了時、借受者側の理由により使用貸借契約の解除を希望するとき、又は当該契約が解除されたときは、借受者の負担により貸付地の施設、設備等の撤去等を直ちに行い、原状に回復させ、返還すること。
- 貸付期間を更新する場合は、貸付期間が満了する1年前に借受者から市へ文書で申し出ること。

(6) 企画提案を求める施設の概要

医療的ケア児（者）・重症心身障害児（者）が市内で安全・安心に生活できるように、地域のニーズに応じた以下のアとイの障害福祉施設を整備すること。ただし、特別な事情や合理的な理由がある場合は、下記に定めるイのサービスについては、市内の別用地に整備することも可とする。

ア 日中を支援するサービス

サービス名	定員	根拠法
生活介護	20名程度	障害者総合支援法第5条第7項に規定
児童発達支援	10名程度	児童福祉法第6条の2の2第2項に規定
放課後等デイサービス	10名程度	児童福祉法第6条の2の2第4項に規定

イ 夜間を支援するサービス

サービス名	定員	根拠法
短期入所	6名程度	障害者総合支援法第5条第8項に規定
共同生活援助	10名程度	障害者総合支援法第5条第17項に規定

ウ その他

上記以外のサービスを提供する場合は、提案内容に含めること。

(7) 供用開始の時期

2025年4月1日までに供用開始すること。ただし、工程等を考慮してアとイに定めるいずれかのサービスについては2026年4月1日までの供用開始とすることも可とする。

災害等やむを得ない事由が発生した場合は、別途協議する。

また、供用開始に伴う指定申請等の手続きについては、借受者において行うこと。

(8) 施設整備及び施設運営

- ア 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事

業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）等の関係法令や関係基準等を遵守し、施設を整備及び運営すること。

イ 周辺住民に対して十分な説明を行い、理解を得ること、また、周辺住民の要望に対しては誠実に対応すること。

ウ 工事車両の通行には、十分な安全対策を講じると共に、騒音、振動、悪臭及び粉塵の排出を最小限にとどめるよう配慮すること。

エ 周囲の景観と調和した外観になるよう配慮すること。

(9) その他留意事項

兵庫県が計画する但馬地域における福祉・交流連携拠点としての機能を発揮できるよう県及び関係機関と積極的に協力すること。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

(1) 法人格を有する公共的団体（社会福祉法人やNPO法人等）とし、現に障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス又は児童福祉法に規定する障害児通所支援を提供しており、医療的ケア児（者）・重症心身障害児（者）への支援実績がある法人であること。

(2) 豊岡市指名停止基準（平成17年豊岡市制定）による指名停止を受けていないこと。

また、国及び地方公共団体における同様の法令又は例規等による指名停止を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(6) 豊岡市暴力団排除条例（平成24年豊岡市条例第32号）第7条に規定する措置の対象に該当していないこと。

また、国及び地方公共団体における同様の法令又は例規等に規定する措置の対象に該当していないこと。

(7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の適用を受ける団体若しくはこの団体に属している者及びこれらの者と取引のある者でないこと。

(8) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(9) 豊岡市の行なった普通財産の売払いに関し、次の各号のいずれかに該当しないこと（当該事実があった日から2年間は応募できない。）。

ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

エ 前各号に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

5 募集内容

(1) 募集の方法

市公式ウェブサイト等を通じて募集する。

(2) 応募の方法、提出期限、提出方法、受付時間及び提出先

ア 応募の方法

プロポーザルに参加を希望する者は、次の必要書類を提出すること。

- (ア) 応募申込書（様式1） 1部
- (イ) 法人概要（様式2） 1部
- (ウ) 業務実績を証明するもの（指定通知書等の写し） 1部

イ 提出期限

2023年6月9日（金）17時必着

（持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く。）

ウ 提出方法及び受付時間

電子メール、持参又は郵送

- ・持参の場合の受付時間は、9時から17時までとする（正午から13時までを除く。）。
- ・郵送の場合は、配達を証明できる方法に限る。

エ 提出先

豊岡市役所健康福祉部社会福祉課（豊岡市役所立野庁舎）

担当：梶原、岡本

〒668-0046 兵庫県豊岡市立野町12番12号

T E L : (0796) 24-7033

Eメール：shakaifukushi@city.toyooka.lg.jp

(3) 質疑・回答の実施

実施要領等の内容に対する質問がある場合は、質問書（様式6）を次のとおり提出すること。なお、電話、口頭等による質問は受け付けない。

ア 提出期限

2023年6月2日（金）17時まで

イ 提出先

5(2)エに同じ。

ウ 提出方法

電子メール（提出先：shakaifukushi@city.toyooka.lg.jp）

なお、当該業務の質問書であること及び質問者を把握しやすくするため、電子メールの件名は次のとおりとする。

「豊岡市医療的ケア児（者）・重症心身障害児（者）に対応した施設整備事業質問書（□□）」（□□は団体の名称又は略称）

エ 質疑回答日

2023年6月7日（水）

オ 回答の方法

質疑内容とその回答を市公式ウェブサイト（本件の募集ページ）に掲載する。なお、本業務の応募に必要と判断される質疑のみ受け付けるものとする。

(5) 応募辞退届の提出

応募申込後にプロポーザルを辞退する者は、応募辞退届（様式7）を次のとおり提出すること。なお、この場合でも、本業務以外の業務において不利益を被ることはない。

ア 提出期限

2023年6月26日（月）正午まで

イ 提出方法

電子メール、持参又は郵送による。

持参の場合の受付時間は、9時から正午までとする。

郵送の場合は、配達を証明できる方法に限る。

ウ 提出先

5(2)エに同じ。

6 現地見学会

現地見学会は開催しないので、各自で現地及び周辺環境の状況について確認すること。

7 企画提案書等の提出

提案者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

2023年6月26日(月)正午まで

(2) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合、配達を証明できるものに限る。必着)

(3) 提出先

5(2)エに同じ。

(4) 提出書類

No.	提出書類
1	企画提案書 ※「7(6)企画提案書の作成要領」を参照
2	法人概要書(様式2)
3	定款の写し
4	誓約書・役員一覧表(様式3)
5	市税の滞納がないことの証明書(様式4)
6	直近年度分の国税(法人税並びに消費税及び地方消費税)及び都道府県税(事業税及び都道府県税)の未納がないことが確認できるもの(3箇月以内に発行されたもの)
7	収支計画書(様式5)
8	直近3年度分(2020~2022)の貸借対照表、損益計算書及び申請時の財産目録
9	直近3年度分(2020~2022)の事業実績(事業所数、利用者数・率、支援内容、医療的ケア児(者)・重症心身障害児(者)への支援実績等)
10	直近の实地指導等による指摘事項

(5) 提出部数

ア 事業者名入り1部

イ PDFデータ1部(DVD等に記録し提出してください。)

事業者名を記載していないもの(事業者名のほか、ロゴ・所在地の詳細等、事業者が特定できるような表記を省くこと。)

(6) 企画提案書の作成要領

ア 提案書は、1事業所につき1案とする。

イ 提案書提出後の修正や変更は原則認めない。

ウ 専門知識を有しない者でも理解できるよう分かりやすい表現にまとめるとともに、見やすくなるように作成を行うこと。

- エ A 4 番、縦型、左綴じ、両面印刷 10 枚（20 ページ）以内とすること。
- オ ページ番号を付すこと。
- カ A 3 番折込も可、その場合は片面につき 2 ページ分と換算すること。
- キ 文字のフォントは、11 ポイント以上とすること。
- ク 提案書には、称号など応募者を特定できるような記載は避けること。

(7) 企画提案書の内容

- ア 施設整備計画（「2(6)施設の概要」のアとイに示すサービスに係るもの）
 - (ア) 施設の概要
定員、活動の内容、人員配置計画、利用者の見込みなどを記載すること。
 - (イ) 事業費
施設整備に係る本体工事費、外構工事、設計監理料等の概算事業費の内訳が分かるものとする。
 - (ウ) 人材の確保、育成計画
どのように人材を確保して、どのように育成するかを記載すること。
 - (エ) 整備スケジュール
施設整備のスケジュールを記載すること。
 - (オ) 収支計画書（様式 5）
事業全体の収支計画を記載すること。
なお、整備費については、民間の助成金、国・県・市の社会福祉施設等施設整備補助金の活用を見込むことを可とする。運営費については事業者の負担とすること。
 - (カ) 地域住民との交流・近隣施設との連携
どのように交流・連携し、地域に貢献していくかを記載すること。
 - (キ) 特記事項
施設整備にあたって特に P R したいこと等を記載すること。

8 審査の概要

(1) 審査委員会

「豊岡市医療的ケア児（者）・重症心身障害児（者）に対応した施設整備事業候補者選定委員会（以下「委員会」という。）」を設置し、企画提案書類等の審査を行う。

(2) 審査方法

- ア 評価
 - (ア) 「豊岡市医療的ケア児（者）・重症心身障害児（者）に対応した施設整備事業候補者選定委員会委員（以下「委員」という。）」は、提出された企画提案書等の確認及び応募事業者からのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、別に定める審査項目及び配点等に基づき、企画提案内容を総合的に評価する。
 - (イ) 応募事業者の評価は加点方式により行う。
- イ 第 1 次審査（書類審査）
参加資格を満たすと判断された事業者が 4 事業者以上あった場合、書類審査を行い、各委員の評価点を合計し、得点の高い順に上位 3 事業者程度までを、第 2 次審査の対象とす

る。参加資格を満たすと判断された事業者が3事業者以下の場合は、参加資格を満たす全ての事業者を第2次審査の対象とする。

ウ 第1次審査結果通知

- (ア) 通知時期 2023年6月30日(金)
- (イ) 通知方法 プレゼンテーション審査の対象となった場合に電子メールで通知

エ 第2次審査(書類及びプレゼンテーションによる最終審査)

第1次審査を通過した事業者に対して、第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)を行う。

- (ア) 開催日 2023年7月6日(木)午後予定
※本市の都合により日程を変更する場合がある。
- (イ) 開催場所 豊岡市役所本庁舎 会議室3-3
- (ウ) 出席者 当該事業に関わる職員等3人までとする。
- (エ) 説明事項 プレゼンテーションでは、企画提案書に記載されている内容の範囲内で説明を行うこと。
- (オ) 参加通知 第2次審査への参加通知は2023年6月30日(金)を目途に電子メールで通知する。
- (カ) その他 プレゼンテーション20分以内、ヒアリング20分程度とし、合計40分までとする。プレゼンテーションに必要な機器(大型モニター、HDMIケーブル)は市が準備する。
参加者は、モニターに接続可能なパソコンを用意し、企画提案書等の内容を映せるように準備すること。
プレゼンテーションを欠席した場合は失格とし、審査および選定の対象としない。

オ 選定

別に定める採点基準に基づき、第2次審査の採点を第1次審査の採点に加味して貸付候補者及び次点者を選定する。合計点が同じ場合は、委員長を除く委員で協議の上、貸付候補者を選定する。

なお、評価点数の満点を100点に換算し、60点に満たない場合は、最高評価点を獲得しても貸付候補者とししない。

カ 最終審査結果

最終審査結果は、第2次審査参加者全てに2023年7月10日(月)までに書面で通知するとともに市公式ウェブサイトで公表する。

9 日程(予定)

公示	2023年5月30日(火)
質問受付締切	2023年6月2日(金)17時まで
質問回答	2023年6月7日(水)
応募申込締切	2023年6月9日(金)17時まで
企画提案書等受付締切	2023年6月26日(月)正午まで
第1次審査(書類審査)	2023年6月29日(木)
第1次審査結果及び第2次審査参加通知	2023年6月30日(金)
第2次審査(書類審査及びプレゼンテーション審査)	2023年7月6日(木)13時から17時
結果通知	2023年7月10日(月)(予定)

10 審査基準

本プロポーザルは、以下の基準に基づき審査する。

(1) 書類審査（第1次審査・第2次審査）

審査項目	評価の視点	重要度
1 法人について	ア 障害福祉サービス等事業の実績（事業所数、利用者数・率、支援内容、医療的ケア児（者）・重症心身障害児（者）の支援実績等） 既存事業において安定した収益を確保できているか。	○
	イ 地域の精通度（但馬地域内に法人本部又は事業所等の有無）	○
2 企画提案書について	ア 公募の趣旨を理解し、提案の内容が理解しやすく、専門的なノウハウを活かした特長あるものとなっているか。	○
	イ 施設規模や利用見込みが地域の実情に合ったものとなっているか。 利用者が安心してサービスを受け、支援者が適切に支援できる整備計画となっているか。	○
	ウ 適切な支援が行える人員の配置や確保について具体的に計画されているか。 よりよい支援が継続できるよう人材育成の計画がなされているか。	◎
	エ 工事費、運営経費等の資金確保や収入・支出に関する前提条件などが明確にされ、施設整備及び事業運営が継続可能なものとなっているか。	◎
	オ 近隣住民との交流や近隣施設（但馬技術大学校、芸術文化観光専門職大学、特別支援学校統合校等）との連携が具体的に明記されており、地域へ貢献できる提案となっているか	○
	カ 上記以外の提案の独自性、創意工夫、実現性などを特長的な取り組みが計画されているか。	○

(2) プレゼンテーション審査（第2次審査）

審査項目	評価の視点	重要度
1 業務に対する意欲	ア 業務に取り組む意欲、熱意、積極性を評価する。	○
2 説明内容及び資料	ア 説明内容及び資料の内容等について評価する。	○

11 情報公開

豊岡市情報公開条例（平成17年豊岡市条例第7号）に基づき、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開するものとする。ただし、同条例第7条第1項第2号（法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公にすることにより事業者等の事業活動上の正当な利益を害する情報）に該当するものについては、非公開とする。

12 失格事項

契約締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を契約候補者として選定しない。なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続きに参加できない。また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

- (1) 契約締結までに参加資格を満たさなくなったもの。
- (2) 必要書類が提出期限後に到着した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。
- (3) 提出書類に不備がある場合
- (4) 書類等の提出、回答、報告等、市が必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合
- (5) 提出した書類等に虚偽の記載があった場合
- (6) 参考見積書の金額と内訳書の金額が一致しない場合
- (7) 談合その他の不正行為、審査の透明性及び公平性を害する行為、公平かつ適正な事務手続を妨害する行為等と市が判断した場合

13 契約

(1) 手続の進め方

貸付候補者を特定後、貸付契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに貸付契約の手続きを行うものとする。

(2) 提案内容の順守

施設整備にあたっては、提案内容を反映させたものとする。ただし、市と事前協議を行い、承認を得られれば、提案内容の変更を行うことができる。

(3) 土地の使用に係る契約書

契約書は、市が準備するものを使用する。

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却せず、市の公文書として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (3) 提出された企画提案書等は、本市の許可なく公表又は使用してはならない。また、貸付候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については、本市の許可なく開示できない。
- (4) 業務上知り得た情報を他に漏らすことはできない。
- (5) 企画提案書の提出は、1社につき1案とする。
- (6) 企画提案書を提出するにあたり他社の協力を得た場合はその旨を明記すること。
- (7) 参加申込業者に関しては公表しない。
- (8) 審査に係る電話等での問合せには応じない。
- (9) 審査に対する異議を申し立てることはできない。
- (10) 成果品の著作権は本市に帰属する。

15 問合せ先

668-0046

兵庫県豊岡市立野町 12 番 12 号

豊岡市健康福祉部社会福祉課障害福祉係

T E L : (0796) 24-7033

E メール : shakaifukushi@city.toyooka.lg.jp